

〈利用料金〉通い、泊り、訪問をすべて含んだ一カ月単位の介護保険利用の額

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数	12,438 単位	17,403 単位	24,464 単位	27,747 単位	31,386 単位
1 割負担	13,122 円	18,360 円	25,809 円	29,273 円	33,112 円
2 割負担	26,244 円	36,720 円	51,619 円	58,546 円	66,224 円
3 割負担	39,366 円	55,080 円	77,428 円	87,819 円	99,336 円

区分支給限度額 16,765 19,705 27,048 30,938 36,217

広島市 5 級地 10.55 円

〈短期利用居宅介護費〉一カ月単位の包括費用の額

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金	570 単位	637 単位	705 単位	772 単位	838 単位
1 割負担	601 円	672 円	743 円	814 円	884 円
2 割負担	1,202 円	1,344 円	1,487 円	1,628 円	1,768 円
3 割負担	1,804 円	2,016 円	2,231 円	2,443 円	2,652 円

〈加算〉

初期加算	登録してから 30 日以内の期間について算定	30 単位/日
認知症加算 I	日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、Mに該当するもの	800 単位/月
認知症加算 II	要介護 2 で日常生活自立度のランクⅡに該当するもの	500 単位/月
若年性認知症利用者受け入れ加算	初老期における認知症によって要介護者となった方に個別の担当者を定めている。	800 単位/月
退院時共同指導加算	病院等に入院中の者が退院するにあたり、看護師又は理学療法士等が退院時共同指導を行った場合 特別な管理が必要な利用者は 2 回に限り加算する。	600 単位/1 回
緊急時訪問看護加算	24 時間連絡できる体制にあって、緊急時における訪問を必要に応じて行う体制にある場合	574 単位/月
特別管理加算 (I)	在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている場合。気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態	500 単位/月
特別管理加算 (II)	在宅酸素指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅自己疼痛管理等を受けている場合、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	250 単位/月
ターミナルケア加算	在死亡日前 14 日以内に 2 日 (別に厚生労働大臣が定める疾病および急性増悪等の場合は 1 日) 以上ターミナルケアを行なった場合。	2,000 単位/ 死亡月に 1 回
総合ケアマネジメント体制強化加算	利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、他職種の関係者が日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関や地域住民等との調整や地域住民等との交流等の取り組みを行っている場合	1,000 単位/月
介護職員処遇改善加算 I	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施している場合。	所定単位数 × 102/1000 単位

介護職員特定処遇改善加算 I	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施している場合	所定単位数 × 12/1000 単位
サービス提供体制強化加算 (II)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているもとして市町村長に届け出た場合。	640 単位/月

〈介護保険の給付対象とならない利用料金〉

食費	利用者に提供する食事に要する費用です。 朝:350 円 昼: 600 円 夕: 550 円 おやつ: 0 円 容器代 (配食時): 50 円
宿泊費	利用者に提供する泊まりに要する費用です。 1 泊: 2000 円
日常生活費	料金: おむつ代及びパット代等は実費をいただきます。
レクリエーション活動費	利用者の希望によりレクリエーション活動等に参加していただけます。 料金: 材料代等の実費をいただきます。
交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求致します。 なお、自動車を使用した場合は実施地域を越えた地点から、片道 10 k m 未満 300 円、片道 10 k m 以上 600 円を実費として請求致します。